

お知らせ

精神通院医療を受けている方へ

制度利用のご案内

精神科等へ継続して通院している方が安心して医療を受けられるよう、医療費の自己負担分が軽減される自立支援医療(精神通院医療)制度をご利用ください。

対象者●精神障害(てんかんを含む)により継続的に通院している方

制度の内容●医療費の自己負担額が原則1割(所得や病状に応じて月額負担上限額を決定)

申請方法●自立支援医療(精神通院)の診断書、保険証、印鑑、マイナンバーが分かるものを持参の上、保健福祉課福祉係まで

問合せ●保健福祉課福祉係 ☎ 76-3185

7月～8月に実施予定

乳がん・子宮がん検診

登録者には5月下旬に通知予定です。

町で1度も受診をしていない方と過去3年間受診していない方は登録が必要です。乳がん検診は30歳以上、子宮がん検診は20歳以上が対象です。

登録をしていない方は、お問い合わせください。

※新型コロナウイルスの影響により変更となることがあります。

問合せ●保健福祉課健康づくり係 ☎ 76-3185



3つの密を避けましょう!

- 換気の悪い密閉空間
 - 多数が集まる密集場所
 - 間近での会話など密接場面
- 一人ひとりの行動がきわめて重要です。手洗い、咳エチケットの徹底など、感染症予防に努めましょう。

自走式草刈機を貸し出しています

町では、住民が行う道路および河川等の公共緑地帯の草刈り作業に対して、自走式草刈機を貸し出しています。

借用方法等について詳しくは、お問い合わせください。

貸出対象者●行政区、農家組合、ボランティア等の団体

貸出期間●4日以内(原則金曜貸出・月曜返却)

使用料●無料(燃料費、運搬費等は使用団体の負担)

返却●掃除および点検整備し、速やかに返却

問合せ●都市整備課土木管理係 ☎ 76-5407

みんなで使用する物なので丁寧な取扱いを!



飼料用米の取り組みを広げるために、皆さんの協力が必要です

食生活の変化や高齢化等により、米の需要量は全国で毎年約10万トンも減少しています。生産量が需要を上回り在庫が増えると、米価の下落を招きます。米価安定のためには、これまで飼料用米に取り組んでいなかった方の協力が欠かせません。

飼料用米のおすすめの理由

- 既存の機械や施設をそのまま使えます
- 国や県の支援策が受けられ、安定した収入が確保できます

問合せ●産業経済課農業振興係 ☎ 76-5404



協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

令和2年度保険料率について

令和2年3月分(4月納付分)から下記のとおり変更となりました。

種類	旧保険料率	新保険料率
健康保険料率	9.81%	9.75%(0.06%引き下げ)
介護保険料率	1.73%	1.79%(0.06%引き上げ)

問合せ●協会けんぽ千葉支部 企画総務グループ ☎ 043-308-0522

加入者のご家族様(被扶養者)へ特定健診のお知らせ

加入者のご家族(40～74歳の被扶養者)を対象に特定健診を実施しています。健診は、疾病の予防や早期発見に欠かせないものであり、日ごろの生活習慣を見直す機会でもあります。健診費用の一部を補助していますので、年に1度は必ず受診しましょう!

受診券は4月上旬に加入者のご自宅へ郵送しました。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ●協会けんぽ千葉支部健診専用ダイヤル ☎ 043-308-0525

代替地登録制度のお知らせ

代替地登録制度とは、公共事業に土地を提供する方が、代替地を希望する場合に代替地候補となる土地の情報を町が提供する制度です。

自己の所有している土地で代替地の提供を希望される方につきましては、この制度に所有する土地を登録することができます。登録する土地は「1区画の面積が200㎡以上であり、公道に接し概ね正方形または長方形であること」などの要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ●都市整備課土木管理係 ☎ 76-5407

千葉県内で交通事故が多発しています 道路を利用する場合は注意が必要です

●自動車等を運転する場合

【早めのライト点灯】

薄暗くなると、相手の存在に気付きにくくなります。自分の存在をアピールするためにも早めにライトを点灯しましょう。

【歩行者への配慮】

歩行者の付近では徐行し、横断歩道付近では歩行者がいないかよく確認しましょう。

●道路を歩行する場合

【目立つ服装】

夕暮れ時や夜間に外出する際は明るい色の服装や反射材を身に着ける等、自動車に自分の存在をアピールしましょう。

【安全確認の徹底】

自動車がよけてくれるだろう、止まってくれるだろうという考え方は危険です。道路は端を歩いて安全確認を忘れず、道路を横断する際は前後左右を確認して斜め横断はやめましょう。

問合せ●総務課交通防災係 ☎ 76-2611

昨年
交通死亡事故172人
全国ワースト1位

5～6月は赤十字運動月間です

●赤十字活動資金へのご協力をお願いします

日本赤十字社千葉県支部は、「災害からいのちを守る赤十字」として、災害発生時の医療救護活動や救護物資の配布、平時には、いのちを救う救急法等の赤十字講習会および防災・減災活動の普及、赤十字ボランティアの育成等の人道的活動に取り組んでいます。

これらの人道的活動は、国や県からの公的資金によらずに、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。

赤十字の活動をご理解いただくとともに、赤十字活動資金へのご協力をお願いします。

問合せ●日本赤十字社千葉県支部 ☎ 043-241-7531

●多古町赤十字奉仕団の団員募集

赤十字の使命とする人道的な活動を、身近な社会の中で実践しようとするボランティア組織と一緒に活動しませんか。入団について詳しくはお問い合わせください。

団員の条件●多古町にお住まいの18歳以上の方で、赤十字奉仕団の趣旨に賛同していただける方。性別は問いません。

活動内容●福祉施設等での奉仕作業、救急法の受講や普及

活動日数●年15日程度(活動の多くは平日)

問合せ●日本赤十字社千葉県支部多古町分区事務局

(多古町保健福祉センター内) ☎ 76-3185



外出支援サービスをご利用になりませんか?

多古町社会福祉協議会では、国の許可を得て福祉車両による病院や施設などへの送迎を有料で行うサービスを実施しています。

■利用対象者

- ①介護保険法の要介護認定を受けている方
- ②身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③肢体不自由・内部障害・精神障害・知的障害により、単独での外出が困難な方



■利用の手順 **登録手続き** → **利用申請** → **利用券購入** → **利用**

■利用料金 基本料300円と乗車1キロ当たり30円の合計金額

問合せ●多古町社会福祉協議会 ☎ 76-5940

無料相談いろいろ

●消費者相談

(月～金曜日)

午前8時30分～午後5時15分

内容消費生活や多重債務、個人情報保護など
圏産業経済課経済振興係 ☎ 76-5404

●若者の就労相談

5月8日(金)

午前10時～午後5時

役場1階 第2会議室

内容15歳以上50歳未満の自立(就労)に悩みを抱えている若者またはその保護者

圏ちば北総地域若者サポートステーション ☎ 0476-24-7880

●住民相談

5月22日(金)

午前9時30分～午後3時

役場1階 第2会議室

圏住民課住民係 ☎ 76-5401

●家庭教育相談

(火・水・木曜日)

午後1時30分～3時30分

コミュニティプラザ2階 相談室

圏生涯学習課社会教育係 ☎ 76-7811

●心配ごと相談

(毎週水曜日)

午後1時30分～3時30分

社会福祉協議会

圏社会福祉協議会 ☎ 76-5940

●健康相談

(月～金曜日)

午前9時30分～11時

保健福祉センター内 健康相談室

圏保健福祉課健康づくり係

☎ 76-3185

●司法書士相談 **中止**

5月9日(土)

午後1時～5時

旭市民会館

内容登記・法律・債務整理など

予約5月7日(木)まで

圏司法書士飯嶋事務所

☎ 25-0567

●行政書士相談 **中止**

5月17日(日)

午後1時30分～4時

匝瑳市民ふれあいセンター

内容相続・遺言・協議書など

圏加藤行政書士事務所

☎ 73-4751

相談日が祝日の場合はお問い合わせください。